

群馬パース大学オープンアクセスポリシー

(趣 旨)

第1条 群馬パース大学（以下、「本学」という。）は、本学において生産された教育・研究活動の成果物を広く学内外に無償で発信・提供することにより、学術研究の発展に資するとともに、社会に対する貢献を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

第2条 本学は、本学の教職員、大学院生等の構成員（以下、「構成員」という。）が出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果（以下、「研究成果」という。）を、群馬パース大学機関リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

第3条 著作権等の理由でリポジトリによる公開が不適切な場合、また研究の遂行が困難になる等の理由で、公開に支障があるとの申し出が本学構成員からあった場合、本学は当該研究成果を非公開とすることができる。

(適用の不遡及)

第4条 本ポリシー施行以前に出版された研究成果や、本ポリシー施行以前に本ポリシーと相反する契約を締結した研究成果には、本ポリシーは適用されない。

(リポジトリへの登録)

第5条 リポジトリへの登録・公開等リポジトリに関する事項は、「群馬パース大学機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

(その他)

第7条 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附 則 このポリシーは、2023年1月18日から施行する。